

令和 7 年 8 月 23 日
第 3 回 区 長 会 資 料
多 治 見 市 福 祉 課
多治見市社会福祉協議会

町 内 会 長 各 位

日本赤十字社多治見市地区
地区長 高 木 貴 行
多治見市社会福祉協議会
会 長 渡 辺 哲 郎
岐阜県共同募金会多治見市支会
支会長 渡 辺 哲 郎

令和 7 年度社会福祉事業協力金（日赤社資・社協会費・共同募金）の ご協力と取りまとめのお願いについて

謹啓 貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、日本赤十字社事業、社会福祉協議会事業及び共同募金事業の推進につきまして、
格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、これらの社会福祉事業の活動につきましては、皆様方のご厚志に支えていただいております。本年度におきましても各事業の趣旨にご理解いただき、社会福祉事業協力金及び
その取りまとめにご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

1 ご協力いただきたい目安（1世帯あたり）

日本赤十字社	3 5 0 円
社会福祉協議会費	3 2 0 円
共同募金	2 8 0 円

合計 9 5 0 円

※別添の振込用紙で協力先をご指定いただけます。
社会福祉事業協力金は任意でのご協力となります。

※共同募金へのご協力に伴う赤い羽根の一斉配布は、これまでの区長会でのご意見を踏まえ、控えさせていただいておりますが、ご連絡をいただければお届けいたします。

2 納入の方法

区又は町内ごとに取りまとめていただき、東濃信用金庫又は陶都信用農協の各店舗の窓口にて、同封しました専用の振込用紙を使用し、振込み(振込手数料無料)をお願いします。

また、現金の取扱方法の見直しにより、市役所及び社会福祉協議会の窓口での直接の協力金の受取りは致しておりませんので、誠に恐れ入りますが、お近くの上記金融機関での振込みをお願いいたします。

3 協力金の納入期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金)まで

※東濃信用金庫は、納入期限を過ぎると振込手数料が必要(若松町支店を除く。)になります。

ご不明な点がございましたら、各担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

日赤社資

多治見市音羽町 1 丁目 233 番地
多治見市役所 市民福祉部福祉課
電話 0572 - 23 - 5812

社協会費及び共同募金

多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1
社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
企画総務課 電話 0572 - 25 - 1134